

2、議院法四八条ノ定ムルトコロニシテ之ハ議事ノ進行中ニ開シテノミナラス前者ト区別シテ之ヲ止式ノ實向ト云フ、之ニ對シテハ國務大臣ハ必スシモ答弁ノ責ヲ負ハス、秘密ヲ要シ又ハ其ノ他正当ノ理由アルトキハ答弁ヲ拒ムコトヲ得ヘシト當モ此ノ場合ニハソノ理由ヲ明示スルヲ要ス、其ノ他ノ場合ニ於テハ國務大臣ハ直ニ答弁シ又ハ答弁スハキ期日ヲ定メテ之ヲ通告スルノ義務アリ、答弁ハ口頭又ハ書面ノ何レニヨルモ可カリ、又五〇条ノ規定アリ、是ヲ仏國ニテハ *Interrogation* ト云フ、或カ國ニテハ之ヲ行ハス

議員ハ決議ヲナスコレハ憲法ニモ議院法ニモ何等ノ規定ナシ、斯ル权能ナシ、議決ヲナスモハ議員多数數ノ意思ニシテ衆議院又ハ貴族院ノ意思ニハアラス即ニコハ法律上ノ意思ニ非ナサルナリ、例へハ政府不信任ノ決議ノ如シ、サレトコレハ政治上ヨリ見タルトキハマコトニ一大問題ナリ、

### 第三十八節 法律（立法権）

憲法第五条ニ天皇ハ議会ノ賛賛ヲ以テ立法权ト、立法权トヲ立法权ト云フ特別ノ权利アルコトヲ云フニアラス、唯一円満ナル主权ノ一つノ作用ナリ、其レヲ权ト云ニシハ三权分立ノ意味ヲ表シタルナリ、此ノ立法权ヲ議会ノ賛賛ヲ行フコトカ立憲政治ノ一要素タルコトハ前述セルカ如シ、故ニ議会ヲ直チニ立法府ト云フ、而シテコレハ議会ノ有スル权力ニアラスシテ天皇ノ主权一作用ニスキサルコトハ言ヲ俟シス、

立法トハ如何ナル作用ナルカト云フニ文字通りニ法ヲ立ツル作用ナリ、法トハ法律ナリ、法律ト云フハ一般ニ用ヒテ居ル実質的ノ应用キ意味即ニ国法々規ト云フ意味ノ外ニ憲法上特別ノ意譲アリ、憲法上定メラレタル特別ノ形式ヲ有スルヲ云フ、故ニ法ニハ *Constitutive* ナモノト *Formal* ナルモノトアリ、憲法上法律トハ如何ト云フニ第三十七条ニ其ノ定義ヲ上ケタリ

丁凡テ法律ハ帝国議会ノ收賛ヲ経ルヲ要ス  
即ケ法律トハ國法中議会ノ收賛ヲ経タルモノヲ云フ、其実貨カ法  
規ナルヘキハ言ラ俟タス、假令議会ノ收賛ヲ全テニヨ定ムトモ、例  
へハ予美ノ如キハ法律ニアラス、法律トハ法規ノ一種矣トシテ議会  
ノ收賛ヲ全タルモノヲ云フ、然ラハ法規ニシテ法律ニアラサルモノ  
アルカト云フニ、先ツ慣習法タルモノアリ、コレハ國法ナレトモ憲  
法ノ云フ法律ニアラス、、、、亦カ現行ノ制度ニ於テハ成文法ヲ具  
ノ形式ニヨリテ分別スレハ左ノ如シ  
1、帝国憲法（公示例第三条）  
2、皇室典範（公示例第四条）  
3、皇室令（公示令第五号）  
4、勅令（公示令第七号）  
5、軍令（明治四十二年軍令ニ關スル件）  
6、行政官厅ノ充スル命令  
閑令、省令、府県令、警視序令、其他

- 7、公共団体ノ条例、規則
  - 8、法律（公示令第六条）
  - 9、詔書、勅書、通常特定ノ或ル具体ノ事柄ヲ発表ス  
併シ詔書、勅書ヲ以テ法規ヲ定ムヘカラスト云フ事ナキカ故  
ニ時トシテ定ムルコトアルコトアリ
  - 10、憲法施行以前ノ法令、以ノ名ハ種々アリ、是ニ付テハ憲法ノ  
最右ノ条項七六条アリ
- 議会ノ收賛トハ如何、是ヲ明ニスルニハ法律ナルモノカ如何  
ニシテ成立スルカ即ケ法律成立ノ順序、手続ヲ一通り述ヘン  
ノ、法律案ノ提出、提出ト云フハ法律ヲ議入ル权能アル議会ニ  
提出スルヲ云フ（憲法三八条）法律案ヲ提出スル权利ヲ有スル

ハ・政府ト兩議院ナリ、議員力法律案ヲ提出セント云フハ此如ニキア憲法上ノ提出ト異ナル。

2、議会ノ権限、法律案ヲ提出スルニハ衆議院ト貴族院ト何レヲ先ナスルモ可ナリ、一院カ否決セハ他ノ院ニ配布セサルモ可ナリ、故ニ権限ハ成立セス、兩院ノ議合シテコ、ニ議会ノ権限可ナ成立ス、然レドモコハ未タ法律ニアラスシテ法律案ナリ、トナレハ議会ハ助成官府ニシテ臣民ニ対ニテ余令スル权能+シテ天皇ノ命令ナクシハ法律ヲシテ臣民ノ統治ノ基礎トナルコト能ハス、故ニ房三ノ手続ヲ必要トス。

3、法律ノ許可(憲法房六条)、権限アレハ其ノ法律案ヲ、天皇ニ提出ス、サレハ天皇ハ之ヲ法律トシテ臣民ニ余令セントヲヘラルレハ之ヲ裁可セテル、裁可トハ如何、即チ公示令第六条ニ記載セリ。

此如ニ於テ法律ハ成立ス、天皇ハ裁可セサルモ可ナリ、仮令議会ノ賛賛ヲ経タルモ天皇カ裁可セサレハ法律トナルヲ得ス、令スルコト勿論ナシ、議会ノ権限ヲ経シモノヲ裁可セテレントセハ、ソノ賛賛ヲ経クモノヲ其ノマ、裁可セサルヘカラス、ソレヲ變更シテ裁可ヲ得ス、賛賛ト裁可トノ關係ハ憲法上裁可天皇地位ヲ定ムルニ主要ナルモナリ。

北米合衆国ニ於テハ法律ハ人民ノ主権者ナルヲ以テ議会ニ於テ成立ス、大統領ハソノ施行上不便アリト思フトキハ議会ニ再考シテ貴ノ权利アルニスキス、是ヲレバト云フ、コノGreta、权利ハ英國ノ国王ハ古ヨリ之ヲ有セリ、

英國ニ於テモ法律ハ国王之ヲ作ルニアラスシテ国王ハ大臣之ヲコピテ、absoluteノモノナリ、米國ノ王ハde facto、大臣ノモナリ、コノGretaノ权モ英國ノ国王ハ殆ント二百年間之ヲ行ヒシコトナシ、故ニ今日ニテハ憲法ノ憲督法トシテ

国王カレルノ权ヲ行フト云フコトハ不法ナラサルモ非立憲  
unconstitutional. King Charles' power must be recognized by the country, and it is illegal.  
リ又白耳義、旧独立ノ憲法ハ議会ト国王トウクノ共同シテ法律ヲ作  
ル、本憲法ハソレトモ異ナル、天皇單獨ニ命令セテル、議会ハ  
天皇ト共ニ命令スル主権者ニカラス、然レバ天皇ノ命令シタル法  
律ノ内容ヲ議定スル、例ヘハ電車ヲ組立ツルハ議会、ソレニ動  
ケタウフルハ唯天皇ナリ、

#### 4、法律ノ公布ハ憲法第五条

公布トハ成立セル法律ヲ臣民ニ知ラスコト、此ハ官報ニ載ス  
ヘ公或令一二条ノカカルノ式ノ定メタル方法ニヨルハ法理上  
如何ナルコトヲ云ラニ役令裁可ニナリ法律制定サルトモソレ  
ニ服従スヘキ臣民ハ之ヲ知ラサルモノト看做ス、又一度公布ア  
レハ知ラサルモコレヲ知レリト看做ス故ニ公布ト云フハ一般ニ  
告知スル方法ナリ、サレト新聞ニ出シ或ハ詔シテ聞カスコト、  
ハ造リテ事實上知ルト知ラサルトニ拘ヘラス以前、誰も知ラス

#### 5、法律ノ施行ヘ法例第二條

以後ハ誰モ之ヲ知ルト見ナス、故ニ公布ト云フコトカ立憲的ニ  
成立シタル實施力、即ナ拘束アル効果ヲ有スルコトトナル、  
5、法律ノ施行ヘ法例第二條

公布ヲ以テ法律ニ拘束カラ生セシムル要件十サトルカ尚木  
原則トシテ公布ノ日ヨリ滿二十日ニ経過セサレハ施行スルヲ得  
ス、保シソコニハ例外アリ、憲法ハ一定ノ事項ハ必入法律ヲ以  
テ定ムヘキモノナセリ、即ナ必入議會ノ招賛ヲ經テ定ムヘキモノ  
ナトセリ、ソノ座ナル事項ハ前ニ既キシ臣民ノ自由权ニ關スル  
事項ナリ、自由权ニ關スル事項ヲ人民ノ代表者タル議會ノ議決  
ヲ以テ定ムヘシトナセルハ已ニ述ヘタリ、我カ憲法上必入法律  
ヲ以テ定メサルヘカラストナセル事項ハ自由权ニ關スル事ノ外  
尚ホ二三種アリ、即ナ  
岸十四條第二号 戒嚴ノ要件及効力ハ法律ヲ以テニテ定ム  
第三十五条  
第五十七条乃至六十一條 司法权ニ關スルコト

第七十二条第三項 会計検査院の組織权限  
以上ラ憲法上法律ヲ要スル事項トス、学者ハ之ヲ憲法上ノ法律事項ト云フ

法律ヲ以テ人民ノ意思ナリトスル社会契約説ニ基ク人民主権、思想ニ於テハ如何ナルコトモ譁会、恵賛ヲ待タサルヘカラス、况シヤ自由权ノ如キハ一々ソノ事柄ヲ列挙セストモ凡テ法律ヲ以テ為スコトヲ要ストナス。

然憲法ハソレト異ル、元来ノ性質ヲ云へハ天皇ハ如何ナル形式ニヨリテモ國法ヲ命令スルコトヲ得、特ニ法律ヲ以テスト云フハ例外ナリ、憲法之レヲ明言スルカ故ニ必ス譁会ノ恵賛ヲ要ス故ニ憲法ノ立法事項ノ列挙ハ前ニ自由权ニツキ詭キシ如クタタコレノミニ限ルト云フ限定的列挙ニシテ本来何事モ法律ヲ要スレトモ例ヘハ斯ノ如キモノ必要ナリト云フ例示(Exemplification)ノ(アダム)意味ニアラス、故ニ然憲法ニ列挙サレシ以外ノコトハ必スシモ法律ニヨルヲ要セス、即チ憲法皇室典範其他特別ノ内

容ニ伴フ特別ノ形式ヲ要スルモノ以外ノ一般ノ内容ヲ有スルモノハ勅令ヲ以テ定ムルモ可ト云ウニアリ、之憲法上重大ナル法令、勅令ノ分解ノ問題ノ生入ル所以ナリ併シ乍ラ又法律ヲ以テ定ムヘカラスト云フコトナシ、若シ便宜ナラハ法律ニヨルモ可ナリ之ヲ表スタナニ学者ハ自由立法事項ト云フ、例ヘハ民法ノ高買、婚姻ノ如シ、又是等ノコトハ命令勅令ヲ以テスルモノ可リ之ヲ法令共同ノ範囲等トモ云フ、憲法ハコノ範囲ニ於テ勅令ヲ以テコレヲ定ムルコトヲ得ルト云フコトヲ特に条文ヲ設ケテ明ニセリヘ憲法第九条ノ

「臣民ノ幸福ヲ増進スルタメニレトハソレヲ為サストモ人民ハ害ヲ度クルコトナシ、サレト横禦的ニ幸福ニナルヤウニナル、学校ヲ建ツルコト、港湾ヲ作ルコト、皆ソノ指ストコロナリ、此ノ第十九条ノ意味ヲ一般ニ云ヘハ行政ノ目的ヲ達スルタメニ卷スルモノナリ、故ニ行政命令ト云フ、是ハ又法律ニテモ定ムルヲ得、法律ト勅令ト全ミ事柄ヲ云ツテ將触スル場合何レノ效力カ強イクソレ」

ヲ定ムルヲ第九条ノ但書ナリ。

二〇六

即ち法律ノ力強ク、換言スレハ法律ヲ変更スルニハ法律ヲ以テス  
ルコトヲ要ス、命令ヲ以テ変更スルコトヲ許サヌサルケ法律タル  
カ故ニ有スル力ナリ、之ヲ法律ノ形式的効力ト云フ、実質的ノ効  
力ハ法律モ命令モ全一ナレドモ廢止変更スルヲ得スト云フ形式上  
ノ力ヲ異ニスト云フナリ

### 第三十九節 行政命令

憲法第九余ハ一般行政ノ目的ノ又メニ法律ニヨラスシテ勅令ヲ以  
テ法規ヲ定ムルヲ得ト云フコトヲ規定セラレタルモ乍然行政令コノ目  
的ノタメトキモ勅令ヲ以テ憲法上ノ立法事項ヲ定ムルヲ得ストハ之  
レ憲法不動ノ原則ナリ、立法事項ノ範囲外ニ行政命令ハ効ク、此ノ  
行政命令ヲ憲法ヲ以テ広キ範囲ニ建ツテ認メタルモノハ越憲法ノ持  
色ノ一ナリ、

凡テ法規ハ議会ノ議決ヲ俟ウト云フ逐憲ヲ歐洲諸國ノ憲法ヲトレ  
リ、モトヨリ斯ル命令权ヲ認ムルコトハ彼等ニ於テアリ得ヘカラサ  
ルコトナレトモ理論ハ左様ナレトモ實際ノ行政ノ運用ニ於テハ如何  
ナルコトタリトモ国会ノ議決スルヲ俟テ定ムルコトハ可能又ハ少タク  
トモ行政ノ目的ヲ達スルニ不便ナリ、乃テ憲法ニハ一切法規ハ殊ラニ  
入法律ヲ以テ定ムヘシトノ趣意ヲ採レントモ實際幾多ノ例外ヲ生スルニ  
主レリ。

其ノ一ハ法律ヲ実行入ルカタメニハ行政ノ命令ヲ以テ細則的ノ規  
定ヲ定ムルコトヲ得ルニ至レリ、理論上ハ憲法ニ背ケトモ實際上ハ  
斯クセハルヘカラス、是レ執行命令ナリ、抑々憲法ハ初メヨリ之ヲ  
明文ヲ以テ認メタリ、

第二ニハ警察ニ關スルコトハ行政官庁カ独立ニ命令ヲ以テ立法ス  
ルコトヲ得ルエトモ認メテルニ至レリ、學者ハ之ヲ采解シテ、臣  
ナリト云ヒタリ、事ハ警察ノ事務ノ必要上之ヲ必要トスルト云フ如  
二〇七

タガヘリ、併シ乍ラ定論ナシ（*On the question of the constitutionality of the police order*著、美濃部氏談アフ）ニラ警察命令ト云フ、斯ル命令ハ法律ヲ執行スルタニモアラス又ソノ任意ニヨルモノニモアラス行政权カ独立ニ余スルモノニシテ独立命令トモ云フ、核ケ憲法ハカヽル警察命令ヲ明文ヲ以テ述ヘタリ而シテ之ヲ独立命令ト呼フハ称警察命令ニハ当ラス、何トナレハ行政命令ハ始メヨリ立法权ニ従属スルモノニアラサルヲ以テナリ、

序三ニハ各地方、特別ノ事情ニヨル法規ハ行政ノ命令ヲ定ムルコトヲ認ム、之ヲ地方行政規則ト云フ、

第四ニハ所云委任命令ナリ、一切ノ規則ハ法律ヲ以テ定ムヘキモノナレトモ法律カ自テ之ヲ命令シ委任スルトキハ命令ヲ以テ定ムルヲ得ト云フニアリ、我が國ニテモコノ委任命令ノ論ヲトリテ憲法上ノ立法事項ニテモ法律自ラ之ヲ命令ニ委任スルトキハ命令ヲ以テ立法事項ヲ定ムルコトヲ得ト云ア論行ベレ寒陰ニモソレカ存在セリ、此委任命令ナルモノカ憲法ニ違反スルコト明瞭ナリ、然ルニ憲法以下ノ法律ケ命令ニテモ可トアフニトヲ得サルコトハ明瞭ナリ、而シテ

テ欧洲ニ於テハ立法权ノ範囲広キ以テ事實上カ、ルコトヲ認メサルヲ得サルニ至ヘリ、然ルニ我が國ハ立法事項ノ範囲極メテ狭シ、憲法ヲ破リ委任命令ヲ認メル理由ハ實際上ニ於テモ全クナシト云ハサルヘカラ入、理窟ヲ以テ委任命令ヲ兼解スル者ハ憲法ハ法律ヲ以テ定ムヘシト云ヒタルモ法律カ如何様ニ定ムヘキカト云フコトハ限テレタルニカラス、故ニ法律自ラ之レヲ定ムルモノ又一ツノ方法ナリガ律カソノ法律ノ命令ヲ以テ定ムルコトヲ定ムモ又一ツノ方法ナリ故ニ少シモ差支ヘナシト、併シ乍ラ憲法ニハ法律ト命令トニ種類ヨリ外ニナシ、必ス法律ヲ以テ定ムヘシトハ說合ノ假頃ヲ至サル命令シ以テ定ムヘカラスト云フ矣ニ重矣アリ、然ラハ此ノ論ハ成立ニ得ス、又法律ノ委任ナルコトヲ云フモ既ソ憲法ノ定メタル公ノ权限ハ特別ノ規定ナキ限リハ勝手ニ之ヲ官府ニ委不行ハシルコト能ハス、之可能ナリセハ憲法ノ三权分立ハ悉ク紊乱スルニ至ラン、斯ノ如ク委任命令ノ憲法上トルコトラ得ス、併シ實際ハ少カラス存在ス、明治二十三年法律第五十八号一 行政官府ノ权限ハ罰則ヲ定ムルコト

トヲ得ト云フニアリ、之ニ基キ行政官庁ク権タナル罰則ヲ作レリ、  
之ハ憲法ノ人ヲ罰スルニハ法律ニヨルヘシトノ条文ニ及スル、明治  
一十八年法律第六十三号——即チ法律ヲ以テ台灣總督カ憲法上ノ立  
法事項ヲ定ムルコトヲ得サルモノヲ定メタルモノナリ之モ憲法邊  
八十リ、此ノ法律ハ朝鮮總督ニモ施行サレ、初メハ五年、年限ナリ  
一モ今猶未行ハレツ、アリ、之有名ナル六三問題ナリ、此ノ問題ハ  
ハ前ニ詔セシ新領土上ニ憲法を行ハル、カ否ヤノ問題ナリ、之ニ對  
一國政府ハ如何ナル見解ヲトリシカ、今日ニ至ルマテ其ノ見解ハ  
定セス、

#### 第四十節

#### 緊急勅令（憲法第八条）

憲法上ノ立法事項ハ必ス法律ヲ以テ定ムヘシ、又一度法律ヲ以テ  
定メタルコトハ法律ニ依ルニ非ラサレハ必ス廢止變更スルヲ得ス、  
之レ憲法ノ立法权ニ於ケル大原則ナリ、然シニノ原則アルカタメニ  
實際大ナル不便ヲ生スルコトアリ、タトヘヘ大地震起リ其レニ付ス

ルタメニ憲法上ノ立法事項ニ付シテ規定ヲ設ケ、又ハ現行ノ法律ニ  
變更ヲ要スルコト起ル、然ルニ帝國議会ハ時ヲ限テ成立セリ、新  
議会ヲ召集シ又ハソノ決議ノ成立ヲ待テハ間ニ合フコトナシ、憲  
法ノ原則ノタメニ國家人民ハ不幸ノ結果ニ陥ルコトナル、其仁ニ  
憲法第八条ノ緊急勅令ヲ認メテル、

即チ第八条ハ議会、收賈ヲ至サル勅令ヲ法律ニ代ヘルコトヲ得ト云  
フコトヲ認メタリ、乍併如何ナル場合ニテモ左様ナシ得ルモノニア  
ラス、議会閉会中ナラサレハ既ハヌコト言テ俟タス、此如ニ閉会中  
トハ議会ノ開会セルキラ云フ、第二ノ要件ハ其ノ目的ハ公共、安寧  
ヲ保特ミ又ハ其災厄ヲ避ケルタメナラサルヘカラス、ソノ意味ハ或  
ル如置コトヲサレハ公共、安寧危キニ至リ災厄ヲ避ケルコト能ハス  
ト云フ消極的ノ目的、例へハ學校ヲ建テ、鐵道ヲ敷クト云フ如キ、其  
レラ為サストモ危害ヲ生スルカ如キコトノ十キユト、斯ノ如キコト  
ノタメニ緊急勅令ヲ余スルコト能ハスト云フニアリ、

序三、要件ハ緊急ノ必要ナリ、緊急ノ必要ナハ次ノ議会ノ開会ヲ待ツユト能ハサルカ如クニ切迫シテイルト云フ。Principleニハ緊急勅令ト云ア語ハナシ、唯幕八条ニヨルコトラ云ヘリ又之ヲ法律ニ代ル勅令ト云フ。

此ノ勅令ハ法律ニ代ルト云フ人ハアルカ、併シ決シテ法律ニアラスニテ形式ハ勅令ナリ、自ラ法律ヲ序シ變更スルガアル矣ニ於テ法律ニ代ルヘキモナリ、併シ放可ハ何如マテモ勅令ナルヲ以テ此ノ勅令ヲ廢止變更スルニハ法律ヲ要セス、又緊急勅令ニアラストモ普通勅令ニテヨシ、唯之レヲ變更スルトキハ又新ニ其ノコトヲ規定スルト云フニトナレハ事ノ立法事項ニ觸スル場合ニハヤハリ法律力又ハ緊急勅令ヲ以テサルヘカラスト云フヲ俟タス、之緊急勅令ノ形式的効力如何ノ問題ナリ。

緊急勅令トハ謀議會追ハ廢止スルコトハ出来ストノ論アリ、何トナレハ緊急勅令ヘ役リノモノナレハ之ヲ役リノモノニアラス本物ト定メル追ハ勝手ニニテ廢止スルヲ得ストイフニアリ、之ヲ廢スル

ハ如何ニモ憲法ノ例外ナリ併シ發セラレタル上ハ完全ナル國法ニシテ天皇ノ命令トシテ臣民ヲ拘束スルヘ他ノ勅令ト異テス、

斯ノ如キ論カ起ルハ第八条第二項ノ規定アレハナリ、緊急勅令ヲ免シタルトキハ次ニ謀議會開會サレシ場合ニ之ヲ謀議會ニ提出セサルベカラス、何故ニ之ヲ定メタルカト云フニ、緊急勅令ハ実除ノ必要ニ応スルモノナルカ、立法权ニ対スル變例ナルコトハ明カナリ、議會ニ投票ヲ至スミテ至タルモノト全三効果ヲ典ヘタリ、夫故ニ其ノ辻體ヲ合ハヌタメニ議會ニ提出ヲ必要トセリ併シコトノ提出ト是ヨリ法律ヲ作ルタメノ法律案ノ提出ニアラスシテ、役リニ國法トシテ緊急勅令ハ存在セリ、故ニコトノ提出ハ未成ノモノニ対シテ謀議會ニ投票ヲ求ムルモノニアラス、余文ハ投票ト云ハスシテ義諾十云ヘリ、義諾トハ如何、若シ謀議會ニ於テ義諾セサルトキハ政府ハ將來ニ向テ効力ヲ失フコトヲ公布スヘシト余文ニアリ、勅令ハ國法トシテ存在セリ、謀議會ヘ之ヲ将来モ存在セシムヘキヤ否ヤヲ決定スルモノナリ、義諾不ルハ此マ、存續セシムモノナリ義諾セサルハ却ツテ勅

令ノ効果ヲ失フモノニアラス是カラ将来ニ於テ其ノ効失ハシムル  
ナリ「兼諾セサルトキハ」ト云フハ積極的=不兼諾ト決スルト云フ  
ナリ議会カ兼諾トモ不兼諾トモ決セサルハ「兼諾セサルトキ」ト云  
フニ当ラス勅令ハ其終余ヲ続ク、

又兼諾ハ法律案ノ賛賛トハ異リ修正ヲ加ヘテ兼諾スルコト能ハス、  
又兩院カ兼諾シテ初メテ兼諾カ成立スルモノナリ、

「兼諾セサルトキ政府ハ」ト即ニ議会ノ不兼諾ノ議決ニヨウテ直  
ニレ緊急勅令カ消滅スルモノニアラス、何トナレハ議会ハ臣民ニ對  
シテ命令スル杈能ヲ有スルモノニヤラス不兼諾ノ決議ハ只政府ヲ命令  
スルナリ、政府ハ之ヲ公布スルニ当ツテ、勅令ハ其ノ効力ヲ消失ス  
ルナリ、

附加、議会ニ於テ兼諾ヲ為セルモ賛賛ニアラサルヲ以テ勅令ウ一  
要シテ法律トナルモノニアラス、  
ニ、第二項ノ規定ハ種々疑義ヲ生ヒルモノレハ歐洲ノ緊急勅令ノ沿  
革ニヨル、其昔英國ニ於テ国王カ屢々勅令ヲ以テ憲法又ヘ法律ヲ

*Suspension of or a declaration of like* =於テ將來国王  
ハ法律ヲ suspend ケルヲ得スト定メタリ即ニ緊急勅令ヲ出スヘ憲  
法違反ト定メタリ、

然ニ斯ク定ムトモ緊急勅令ノ必要起ル、ニノ場合英國ニテハ政府  
カ憲法違反ヲ漸行シテ緊急勅令ヲ施行ス、ソノ最初ヲ *Mr. Pitt*、緊  
急勅令ト云フ、而シテ儀ニ議会「*clerkright*」ニシテソノ決議ヘ法律ニ代ハ  
ル、議会カ可ナリト云ヘハ憲法違反ヲ認ムラニトラ憲法ヲ以テ認メス、第  
三回反ノ責任解除ノ法ナリ、(bill of indemnity)、此ノ法律ノ  
成立要件ハ、第一ニ緊急勅令ヲ弃ヌルコトヲ憲法ヲ以テ認メス、第  
二ニハ議会カ其憲法違反ヲ認ムラニ有スト云フコトナリ  
此ノ制度カ大陸ニ移ルトキ間違テ起セリ、ソノ初メハ1811年憲法  
是ハ國王ノ緊急勅令权ヲ認メタリ、然ル以上ハ責任解除ノ法律ハ成  
立セサルモノト云フヘシ、然レ猶ホ英吉利ノ如ク議会ニ提出スヘシト  
セリ、憲法違反ナラハ責任解除ヲ求ムト云フ「ヘ成立ス、憲法違反

ニアラサルタ何故謹會ニ提出スルヤ、カ、ル而立セサルフラ私憲法  
力定メテ諸國ニ傳ヘタリ、此如ニ於テ諸國ノ學者ハ憲法違反ニアラ  
サレハ何ヲ兼諾スルナト論シ、ソノ論スル所多様トナレリ、林憲法  
ハソノ効果ヲ明ラカニ定メテ政府ハソノ効力ヲ失フヲ公布スベシ  
ト明ラカニ云ヘリ、然ルニ之ヲ論スル人カ、其ノ國ノ責任解除ノ法  
律ヲ持テ來リテ兼諾ハ責任解除ナリトスルカ故ニ第八余第二項ノ規  
定期釣合ハサル種々ノ難問題ヲ生ス、其ノ一ハ今云ニシ如キ兼諾ヲ  
得ルマテハ事実不要トナルモ之ヲ廢止スルヲ得スト云フカ如キ論カ  
出ル、責任解除ヲ得ルマテハ役ノモノニシテ謹會が生殺ノ力ヲ有ス  
ト云フニアリ、又カ、ル論モアリ、謹會ノ廢止前勅令ヲ廢止セリ、  
カ、ル場合ニハ其ノ効力ヲ将来ニ及ホスヤ否ヤノ問題起テサル苦十  
トニ、然ルニ廢止セルモノヲモ謹會ニ提出スヘシト論入、之又責任解  
除ノ理論ニヨリタルモノナリ、ソノ他緊急勅令ノ兼諾ニ就テハ擅々  
既往ノ問題アレトモ、今此如ニハ並ヘ入、兼諾ハ憲法違反ニヨルモノノ  
既往ノ効果ヲ認ムルニアラスシテ、憲法違反ニ非ナサルモノノ将来

ニ於ケル効力ヲ認ムルモノナリ

#### 第四十一節 豫算

##### 憲法第六十四条

予算トハ字ノ示ス如ノキメノ計算ナリ、財政ノ歳出歳入ノ見積書  
ナリ何故カ、ル見積書ヲ作ルカト云フニ、序一二金錢ノ溢費ヲ防ク  
従ツテ政府ノ政治モ嚴正ニシテ紊亂十キヲ期ス、乍然見積書ヲ作ル  
ト云フコトハ國家ニアラストモ稍大ナル会計ニハ必要ナリ、憲法  
カ予算ノ制度ニ就テ規定セルハ主トシテ此ノ見積ニシテ謹會ノ帳簿  
ニヨルトセル矣ナリ、金ヲ使フノハ政府ニシテ之レヲ見積ルニ政府  
以外ノ官庫即チ謹會ノ議決ヲ俟ツセセルモ立憲政体ノ動ニ於テ意慕  
アリ、此レニヨリ益々濫費ヲ防キ政治ノ紊亂ヲ防ケコトヲ得、此ノ  
意味ヲ一般ニ謹會ハ予算ニヨツテ政府ヲ監督スルト云フ、予算ノ制  
度ノ起原ヲ論スレハEuropeノ中古ニ於テAlzeydeノ代表者カ

集ツテ國王ニ向ツテ必要ナル金錢ヲ出スコトニ議論タルニ始マリ、後ニ此ノ等族会議カ一斐シテ國民全體ノ代表トナリシモ、國民ヨリトル租稅ナルヲ以テソノ代表者ノ議諾ナカルヘカラスト云フ。議會ニ於テ予美ヲ議スル趣旨トセリ、英國ニテハ今猶此ノ趣旨ニ則リ予美ハ租稅ノ議諾ト見做セリ、後ニ仙ソノ他ノ大陸諸國ニテハ租稅ハ其ノ年ソノ年ニ議會ノ議諾ヲ全テ採ルモノニアラスシテ、永久ノ議諾ニヨリテトルモノトセリ、斯クニテ予美ノ重兵ハ歲入ヨリ歲出ニ移レリ、憲法ハ租稅ハ法律ニヨリテ永久ニハ入ルモノト定メタリ、憲法ニ一条六二條第一項此ノ趣旨ヲ明ラカニセリ。故ニ予美制度ノ重兵ハ明ラカニ歲出ニアリ、予美ニ於テモ租稅ソノ他ノ歲入ヲ見横ラレタルモノ之ハ畢竟ニ見積ノミニシテ法律上ノ意味ナシ、

註、見積金額中ニハ租稅、官有財產拂下、專賣ニヨル收入、雜收

入ヘ寄附金(罰金)

予美ノ法律上、意義ハ之ヲ予美ノ拘束力ト云フカ、之ハ主トシテ歲出ニアリ、歲出ニウイテ如何ナル拘束力アリヤト考ヘル前ニ知リ

置ケヘキヲハ予美ハ何処マテモ見積ナリト云フ。ナリ政府カ事業ヲ行フ权限ハ予美外ノ原因即テ法律、命令、官制等ニヨリテ生セリ、予美ナクトモ其レ丈ケノ仕事八十廿、ルヘカテ又ナニ得ルモノナリ、ソレニ就テハ歲何ノ金ヲ要スルカベ予美ナリ、即チ既ニアル权限ヲ基トシテ見積ラレタル金額ヲ予美ナリ、故ニ予美カ確定シ居モ理論上、政府ハ予美ニ拘ハテスナスヘキ事ハ八十廿ルヘカラス、ナシ得ルコトハ予算ニ拘ハラスナシ得ルナリ唯予美制度アルノ結果間接ニ政務ノ執行カ束縛サル、之ヲ議會カ予美ニヨリテ政府ヲ束縛スルト云フ、モトヨリ議會ハ政府ノ上級官序ニアラス唯事実上、政治上、政府ハ議會ノ監督ヲ受ク、予美ヲ定ムリハ金錢上如何ナル拘束アリヤト云ヘハ予美ニ定メシ以上ノ金額ヲ使フヲ得ス、何故ナレハ予美ハ歲出歳入差引零ト云フ考ニシテ、即ケ予美以上ノ金ハ使ハス、予美ハ一塙メニ何億円ト云フモノニアラスニテ支出スヘキ目的ニ依リ。幾何ト云フヲ走り、之ヲ予美ノ款項ヲ定ムト云フ、改ニ各々ノ款項ニ定メシ金額以上ノ金ヲソノ目的ノタメニ使用スル

ヲ得ス、之が第一ノ拘束力ナリ、第二ノ拘束力、一ノ款項ノ費用ヲ他ノ款項ニ定メタル結果、一ノ款項ノ費用ヲ他ノ款項ニ流用スルヲ許サス、而シテ憲法六四余ハ予算ハ毎年之ヲ定ムト云ヘリ、即ち予算ヘ一年毎ニ定ムモノニシテ年度ニマタガツテ支出ヲ荒用スルヲ得ス、立予算第三ノ勤力ナリ、此ノ拘束力ニハ憲法第六八条ノ例外アリ、カクノ如キ予算ノ拘束力ハ主トシテソレ以上ノ金ハ使フヘカラスト云フナリ、然シ前述スル通り予算ハ見積ニシテ政府ノ权能ハ之ニ拘ヘテス行ハレサルヘカラス、故ニ予算以上ノ金ヲ要スル場合ノ生スル所当然ナリ、意外ノ災害十諸々ノ事件起ルトアリ、又予算ニ定メサルヲテ行フ起ル、カリ如キ場合ニ憲法第六九条ニ規定セリ即ケ平滿貢ヲ設ケベシト云フニアリ、之ハ支出スヘキ目的ヲ定メモノナリ故ニ予算以上ノ支出ヲナスヲ得スト云フ拘束力モ絶対的ノモノニアラスミテ、六九条ニ余裕ヲ認メリ、然シ予備費ノ額ハ一定セリ故ニ此ノ額ヲ超過セハ最早支出スヘキ金ハ議許モナシ、即チ予備費ノ金額ヲ支出ノ限度トセリ、之予算ノ終局ノ拘束力ナリ、或

處入力見積ヨリヨクカリシ或ハハ支出力見積ヨリ少シクシテスミシト云フ如キ「アリテモ果ニテ之カ剰余金トシテ殊ルヤ否ヤヘ一年ノ最終ニ至ラサレハ分ナヌノミナラスカ、ル剰余金カ他ノ支出ニ用ヒルヲ得ルトセハ予算カ款項ヲ定シトハ全部ソノ目的ヲ失フトナル、故ニ剰余金ハ来年ノ予算ニアリヘキニシテ、ソレヲ予測シテ今年度ニ用フルヲハ予算ノ性質上不可ナルナリ、最早支出ノ道ナシト云フカ予算ノ拘束力ノ勤力スヘカサル結果ナリ、

予算ノ実質ハ金銭ノ見積リナレトモ、憲法カ予算ヲ定メテ之ニヨリ会計ヲ行フト云フヲ定メタルカ故ニ前述シタル如キ拘束力ヲ有ス、予算ヲ定ムルモノハ天皇ナリ、即ケ予算ハ法律上政府ニ向ツテ之ニ従ツテ会計ヲ行ヘト云フ天皇ノ命令ナリ、議令ノ假想ヲ保ルヲサム要トスレトモ、丁度法律ノ場合ト同シク講会カ予算ヲ定ムルニアルアラスシテ天皇カ予算ヲ命令スルニ付シテソノ内容ヲ定ムルニ假想アラスシテ天皇カ予算ヲ命令スルニ付シテソノ内容ヲ定ムルニ假想トアス、憲法ニハ天皇ノ予算ノ許可ハ明文セラレス然シ議会ノ假想トアルカ故ニ、之ハ明カナルナリ、公式例ニハ予算ノ許可ノ形式ノ定

メアルヲ以テ此ノ矣ハ明カナレトモ、英國ニ於テモ予美ハ武可ヲ要セストノ論アリ。一木袁徳郎著法令予算論ヘ明治二十五年出版) 予美ノ「ハ会計法ニ詳シ書カレタリ、会計法アリテ予美ニ拘束カアルニアラスシテ、憲法上、効力ヲ会計法ニ注意的ニ書キシモナリ。Orange 族ニ permanent 、書物ニハ予美ハ法律ナリヤ否ヤヲ論セリ、然シ彼ノ憲法ノ条文ニ予美ハ之ヲ立法ノ半鏡ニヨリテ定ムトアリ、此ノ意味ハ議会ノ議決ヲマナテナリ、之ヲ誤解シテ法律ト同視セントスルモノアリ、予美ハ行政行為ナリトイフコトヲ説キテ、ソレ以來之ヲ定論トセルハ有名ナル Orange 族ナリ。England は近代憲法学、大家ニシテ英ニ行ツテソノ憲法ヲ研究シ立憲政治ノ効果ヲアゲルニハ自治制、完備ニマツト云フヲシ説ケリ、英國ノ自粧制ノ研究亦ハ英國憲法史等ノ著書アリ。Scotland は研究ニ於テハ *Parliament* ハ古今独歩ナリ。前述セル如ク予美ノ款項ニ明文セサセ支出ヲ要トナリ或ハ款項ノ金額不足スル時は予備費ヲ以テ之ニ充レトモ予備費ヲ支出スル片ハ会計法ニヨラサレハカラズ、憲法

チハ此ノ支出ヲナニタル片ハ後日帝國議会、義諾ヲ要スト定メタリハ六四条第二項、此ノ義諾ハ緊急勅令ノ義諾トヘ異ナリ將未ニ向ツテ効力如何ノ問題ハナク、又効力ヲ失フト云フトモ事実不可能ナリ故ニ此ノ義諾ハ法律上何等ノ効果ナシ、然シ政治上議会ト政府ノ關係上重要ナル意味アリ、予備費ヲ支出シ尽セバソレ以上支出ノ道ナシニカナ美ノ拘束力ノ限度ナリ、然シ不慮ノ「ハ起ル、カクノ如キ場合ニハ所云追加予算等ヲ作り更ニ議会ノ賛成ヲ求メテ支出ス追加予算ニ就キテハ憲法ニ何等ノ規定ナシ、会計法ニアル、議会ノ開会中ニ非ナル件ハ議会ヲ召集シテ謀ス、然シ議会ヲ召集スル能ハサル場合ナリ、假令ハ解散申述ハ天下ノ大乱トカ、カール場合ニハ第七〇条ニヨツテ金ヲ支出スルトヨ得、之ヲ財政上、緊急知令ト云フ、之ハ屏八余ノ緊急勅令ト大体意味ハ同ニ、異ル矣ハ「内外」情形ニヨリ議会ヲ召集スル「能ハサル件ハ」ト議会ノ閉会中トナリ召集不可能ノ件ニ限リテ此知令ヲナスヲナ得、第二項ニ於テ次議会ニ義諾ヲ求ム可シトアレトモ、此ノ義諾モ屏八余ノ緊急勅令ノ義

諾トハ異リ第大四条ノ義諾ト同シ、此、追加予算ト緊急細分ノ他ニ  
ハ金銭支出ノ途ナシ、如何ナル不慮ノト惹起ストモ之以外ノ方法ニ  
テハ憲法上金銭支出ノ途ナシ、前ニ述ニ剰余金トルナラント思ハル  
トモニラ支出スルトハ予算ノ根本ヲ覆ヘス力故ニ到底之ヲ認ムルト  
ラ得ス、之ハ面倒十九向題ニシテ予算貴ハ財政計画上常ニ少ク見積  
ル、國家、財政ハ個人ノモノトハ遠ヒ必要ノ方カ先ニシテ入ルヲ後  
ニス、必要ク先ニシテ粗梳ノ高ハ後ナリ、予備費ノ如キハ使途不明  
ナレハ多額ニトルトシトハ不可能ナリ、故ニ直ニ貴ヒ果スナリ  
故ニ不足ヲ常ニ感スルニ至ル、カクノ如キ場合ニ詳会ヲ一々召集セ  
ス總積八東博士ハ國家アリテノ憲法十ニ八議何ナリトモ必要ノ件ハ  
支出スルヲ得ト説キタリ此ノ説ヲトリテ現在ノ俄国ハ剰余金ヲ流出  
セリ、俄国最初ノ予算ニ於テモ壞美地震ノタメニ多額ノ費用ヲ要ニ  
當時國庫ニ金カ残レリ、之ハ年度末ニナラサレハ剰余金十ルヤ否ヤ  
解ラサレトモ、之ヲ流用シタリ之カ詳会ニ向題トナリテ憲法違反ト  
法定セラレタリ、而シテ今日マテ此ノ違反ヲ及復シツ、アリ、此邊

又ラ違反ニアラスト説明スルヲ欲スルニ至レリ、先年大體内閣ハ  
米価調節ノタメ剰余金ヲ使用セリ、此ノ時剰余金支出ノ憲法違反叫  
ハレタリ之ヲ違反ニアラスト説明セントスル人現レタリ之美濃部博  
士ナリソノ論スルトハ可ナリ無理ナリ、然ニ如此迄論セラレルレハ  
憲法違反ニアラサルユトシタシト説カレタリ之ノ Note on the  
+ 説明ナリ、学者ハ之ヲ非難攻撃セリ此ノ時ノ論戰ハ旺ナリシナリ。  
剩余金支出ノ憲法違反ヲアルトハ定説ナレトモ、之ニ若ヘテ憲法  
違反トハ憲法ニ明文アラス、政府ハ之ヲ責任シテ支當スルト云  
ニヨリ責任支出ト名付ケテレルニ至レリ、之ノ本憲法上ノ誰向題  
ナリ、  
予算ノ内容ハ金銭ノ支出ナレハ法令ニヨリ政府ノ行ハサル可カラ  
事業ノ費用ハ必ず之ヲ見積ラサルヘカラス、若ニ見積ラサレハソノ  
予算ハ欠陥アル予算ナリ、若シ法律命令ニテ該何ノ金額支出ト云  
トカ定メアレハ其ノ通りニ予算ニ計上セサルヘカラス位ツテ予算カ  
詳会ニ提出セラレテ、之ヲ詳定スル当リテハ文書スルトヲ法令ニ規

定セラレタリ款項へ之ヲ全部トリ尽スナ得ス、即テ廃除スルヲ得  
ス、唯消滅スルノミナリ、假令ハ恩給法ト云フモノアリ、之ヲ予美  
ノ表ヨリ廃除スルハ法律違反ニシテ、如此フハナシ能ハサルナリ  
又金額モ規定セラレ三十ナハヘタトヘハ毎年郵船ニ五〇〇万円ヲ  
ヘルヲカ定メラレタリ、之ヲ廃除スルヲ得ス、即テ議会カ削減廃除  
スルヲ得ルハ法律命令ニシノ支出ノ目的カ定メラレサルモ、或ハ  
ソノ金額ヲ定メサル款項ニ限ル、之カキ算議定权ノ性質上ノ限界ナ  
リ、憲法ニ於テ支古スヘキ丁及ヒソノ金額ノ定マレルモノアリ其ノ  
一ハ第六大条ニ於ケル皇室經費ナリ、第二ハ前述セシ继续費ヘ六八  
余ノ之ハ予算表ヨリ廃除スルノ大九條ノ得ス以上ハ憲法ニ定マレルモノニ  
シテ議令ニシテマレルモノ同様ナリ、

1. 法令ニヨリ支出スヘキ丁定マレリ、金額モ亦定マシリ、
2. 支古スヘキ丁定マレリ金額不定

議会之手ラ入レ得ルハ第二ノ後項ト第三ナリ、

憲法ハ此ノ議会ノ手ラ入ルルトノ範囲ニ於テ今一ツ制限ヲ設ケタ  
リ、之レ第六七条ナリヘ憲法中最モ難解トセラル、条文ナリ

此ノ六七条ヲ例ラ以テ説明セシ、

法律ノ結果ニヨル歲峩トハ恩給法ニヨル恩給ノ如キモノ、之ハ議  
会ハ廢除スルヲ得ス、削減ハ之ヲナシ得故ニ議会ハ政府衆ヨリニ  
割削減シ加ヘタリ政府ヘソレニテ如何様ナリトモ為シニカサルヘカ  
ラス、然ルニ議会ハ歲何ニテモ削減スル权限アルヲ以テ五割ニテモ  
九割ニテモ削減スルヲ得、然シ之ハ議会本末ノ適法ノ行為ナレトモ  
之ハ事実、款項ヲトリシト同シ、故ニ六七条ハ政府ノ同意十ナレハ之  
ヲ削減スルヲ得スト云ニシナリ、政府ノ同意アリテモ本末廃除削  
減峩又モノハ勿論シ矣ス、此ノ六七条ハ議会ノ予算ノ議定权ヲ  
議スルモノニアラスニテ縮少ナリ、即ケ議会カナシ得ルニテモ府  
ノ同意ナケレハ廃除シ削減スルヲ得スト云フヲ定メタルモノ  
リ之ル六七条ノ目的ノ効キナリ、即ケ政府ノ同意ナキ件無効トナル  
此余文ノ憲法上ノ大权ニ基ケル既定ノ歲峩ハ大权トハ余約トカソ

他第一条ニ定メタルモノノ之ハ余約ニヨリテ米国ニ金一万円ヲ乞  
ヘルト規定シタ場合ノ如シ「既定トハ予算ヲ詳スル前ニ定マレリト  
云フ」ナリ秋國ノ*official*ノ解釈ハ此ノ規定ニ特別ノ意義ヲ与ヘ  
タリ、即ケ「昨年ノ予算ニ一度定マリタリ」ト云フニアリ既定ニカ  
クノ如キ意味ハ如何ニモ考へ得ラレバ、又昨年ノ予算ニ定マリシト  
モ今年ノ予算ニハ関係ナシ、然シ「*Official*」ノ見解ハ前述ノ如シ、  
又「法律上」政府ノ義務ニ属スル歳出レトハ政府が民法上契約セシ歳  
安、茲ハ不法行為ニヨル損害賠償ニ要スル歳出ナリ此ノ法律上トハ  
民法、商法ソノ仕実質的ナル法律ヲ指ス。

予算ハ政府カ之レカ案ヲ作り提出スルモノナリ、予算ノ提出ニツ  
イテハ既ニ述ニ如ク六五条ニ規定アリ即チ予算ハ前ニ衆議院ニ提出  
スヘシトセリ、議会ノ予算ヲ詳決スルハソノ一部分ヲ否決ミソノ一  
部分ヲ可決スルヲ得ス、予算ハ收入、支出及ヒ凡テノ款項ノ間ニ  
釣合ヲトリテソノ間ニ岩末上リシモノナリ、之ハ予算ハ性質上不可  
分ナリト云フナリ、即チ一部ノ否決ハ全体ノ否決トナレ、貴族院ト  
衆議院ト一部分ニ就テ議合ハサレハリノ予算ハ全体トシテ否決サレ  
シ七十ドル、議会ノ予算ヲ否決ニ当リテハ之ニ向リテ削減スルヲ  
得レトモ、金額ヲ増シタリ款項ヲ件加スルヲ譯ス、何トナレハ予算  
ノ提出权ハ議会ニナキカ故ナリ、衆議院カ削減セシ金額ヲ復活スル  
ヲ得ルカト云フニ議会ニ全体トシテ、議決が成立スルマテハ政府  
案カ何時マテモ原案ナルヲ以テ議会トシテハ増額ハ出来シモ衆議院  
ナラズ故ニ、之ヲ貴族院ハナシ得ルナリ、  
議会ニ於テ予算ヲ否決スルカ或ハ兩院ノ議合セサルカ又或ハ六七  
余ノ政府ノ同意ヲ得ルトニ得サルカ、カクノ如キ場合ニハ帝國議會  
ノ予算ニ對スル投票權成立セス、又議会ノ予算ヲ議定セル最中ニ解散  
トナリ或ハソノ議會マトマラサル中ニ既ニ年度が始マリシ如キ場合  
ニハ如何ニスルカ第セ一余ニハ之ヲ規定セリ即チカクノ如キ予算不  
成立ノ場合ニハ前年度ノ予算ヲ今年度ノ予算トシテ收入支當ス前年  
度ノ予算カ今年度ニ向テ効力アリニアラスシテ前年度ノモノラ  
今年

年度ノモノトニテ行フノ意ナリ

二四〇

予算が成立セ入トモ粗税ソノ他ノ收入ハ相不變入り未ル唯歲出見積ナシ、然ルニソノ場合ヲ予想シテ七一年ノ規定ヲ設ケタリ、之ハ我國憲法ノ特色ノ一ニシテ憲法運用上重要ナ意義アリ、英國ニ於テハ予算ハ粗税、歳詔即チ予算不成立ノトキハ一厘モ收入ナク政府ハ手ミ足モ发ズ、即チ之ハ国会萬能ノ致ス所ニシテ予算ノ成立カ国会合ノ根本的ノ仕事ナリ予算ノ重哀ヲ歲告ニオクハ予算不成立ニテモ收入アリ、唯之ヲ使フヲ得タリト云フ、之レニテモ政府ハ苦シムヨノニシテ事実政務ヲ行フヲ得ス、謹金ノタメニ首ヲ挽セラル、然シ英吉利ノ制度ニ比スレハ未タ安樂ナリ、林國ニ於テハ前年度予算ニ從ツテ支出スルヲ得ルコト、ナレリ、故ニタ少ノ不便ヲ忍ハハ謀会ヲ眼中ニオカスミテ金錢ヲ支出スルヲ得、即チ此ノ一ヶ余ニヨリ予算ヲ以テ謀会ハ政府ノ死生ヲ制スルヲ得スト、之レ七一年ノ意義ナリ

#### 第四十二節　会計ノ関スル其他ノ規定

第六二条ハ第二一条ノ規定アレハ改メテ之ヲ規定スル必要ナシ、然ニ從未憲法ノ述曉的ノ意味ヲ以テ此ノ如キ規程アリ、第六三条モソノ一ナリ、之等ハ簡單ヲ旨トスルタメニハ書カヘサルヲヨシトセルヤモ知レス、六二条第二項ニ「但シ報償ニ屬スル行政上ノ半數料及 otherノ收納金ハ前項ノ限りニ非ス」トアルハ粗税ハ報償ニ非ラス國家ナ直角ニテトルノ意味ヲ有ス、國家ノ取ル金ニテ報償ノ意味アルハ鉄道、運賃、稅業料等ナリ、之ヲ広ク半數料ト云フ、是等半數料ノ「ハ粗税」半数ニ属スシカ故ニ他ノ余項ノ如ク法律ヲ以テス、此ノモノト區別スルカタメニ「行政上」ノ語ヲ用ヒタルナリ。

第三項ニハ「國債ヲ起シ及ヒ予算ニ定メタルモノヲ除ク外国庫ノ負担トナルヘキ契約ヲナスハ帝國謀会ノ帳簿ヲ至ヘシト規定セテ

レタリ、此ノ國債トハ國ノ債務ナリ。凡テノ債務ヲ指スニアラス、人ヲ償ヘ入資金ヲ支払フ債務ヲ生スルモ、カ、ル行政上ノ債務ヲ云フニ非スシテ財政上ノ債務ラ此如ニテハ指スナリ必要ナル費用ニ付シ收入不足テサル場合ニソノ迄済ヲ數年ノ後ニ期シテ金錢ヲ借入レルトナリ、カ、ル國債ヲ起ス場合ニハ議会ノ賛賛ヲ全ルヲ要ス。トニ莫ニ達タルモノヲ除ク外國庫ノ――トハ普通ハ皆予美ニ戴ルモノナルモ予美ニ計上シ得サルモノアリ外國人ヲ五年間償フニ五年契約トスレハ予美外トナルモノソノ際議会ノ決算ヲ至ルヲ要ス。即チ予美ニ定メスシテ無暗ニ國庫ノ貢租トサルシハ困ル故ニ議會ノ假賛ヲ必要トセリ。

今一ツ予美ニ開スル規定ナリ。

第七十二条 金計検査院ハ憲法上ノ官府、一ニニテ七十二項ニソノ規定アリ歳出歳入ノ決算ケ金計検査院、検査確定ニタルキハ政府ハ之ヲ議会ニ提出スルヲ要ス。憲法上ハ唯提出スルノミニテ可ナリ、政治上ハ議会之ヲ検査シテリ、不当ナルヲ見スル

時ハ重大ナル問題トナルナリ。

#### 第四十三節 司法權及裁判所

司法权ハ個々ノ法規ヲソノ具体的ノ場合ニ適用スル衝ラナスモナリ、叔ト云フ文字ヲ使用シタルハ三权分立ノ意味ナリ、法規ハ前述ノ如ク一般的、抽象的、役目的ノモノニシテ、法規ノ具体ノ場合ニ何法規ノ余スル所ナルカヲ確定スル所カルヘカ律スル力アテキレハ法規タルノ衝ラナスヲ得ス苟モ法規アレベ個々ニ于ハ何某用ヲナシ得ス之ヲ個々ノ場合ニアテハメテ人人行為ヲ規定スル力アテキレハ法規タルノ衝ラナスヲ得ス、权力ナス、之ニ司法院ノ作用即ち裁判ナリ、サレハ裁判ハ一ツノ权力、行為ナリ、唯法ヲ解釈スルノミニテハ法ノ適用ト云フヲ得ス、权力ナシムル規律カレトテ必要トス、サレハ抽象的ノ法ヲ具体的ノ法ナラシムルモノナリ、又司法权ハ法ノ何タルカラモ令スルモノナリ

行政上 勵 = 於テモ法ヲ適用スルヲアレトモ行政上ニ於テノ法ノ適用  
ハソノ適用カ目的ニ非テスミテ税ヲ取り兵役ヲ課スルヲ目的トス、  
司法权ノ勵ハ速、適用ソノ丁度目的トス、モトヨリソノ根柢ニ於テ  
ハ法ノ目的トスル所カ存在スレトモ国家ニ於テ司法权ノ存在スルハ  
法ノ適用ト云フナカラサルヘカラス、故ニ行政上ノ場合ト異リ、  
法ヲ適用スルト云フ形式、手段ハ同一トレドモノノ目的ヲ異ニス、  
裁判ニ於テハ法ノ適用ソノ丁度目的トス、行政上ニ於テハ法ヲ  
適用スルヲタクシテソノ目的ヲ達スルアリ、裁判ノ場合ニハ法ノ  
適用ト云フノミニテソレ以外ニハ裁判ノ勵ハ存在セス、行政ノ勵  
テハ自由裁量カリ、勵ノ本質アリ、裁判ニ於テハ法ヲノマハ適用及  
ルヲカソノ作用ノ本質アリ、ハ故ニ裁判ノ勵ハ立法、行政ノソレ  
ハ異ナ受衝的ナリ、所云訴訟ナクシハ裁判ナシドノ原則ノ如ク  
裁判所の自己遮ンテソノ勵ヲスニアラス立法行政ノ勵ナ利害得失ノ  
觀念テ根本トシテ自勵的ニ勵クトハ異ナル、立法、行政ハ此ノ點ニ  
於テ創造的ナリ、

司法ハ法ノ適用ニスキス何物ヲモ創造スルヲナニ裁判ノ特色、一  
ツトシテハソノ行為ノ内容ニ当事者ヲ対象スルト云フナリ、之ル  
立法、行政ト異ル矣ナリ、原告、被告參ウセガル件ハ裁判ニ非スト  
云フナケトモ現在諸國ニ於テ憲法上裁判ト云ヘハ当事者カ之ニ  
參クスルヲ必要ノ原則トス

カクノ如キ法規適用ノ勵ハ法規ノ存スル所ニハ何處マテモ伴フ、  
國除法ニモ行政法ニモ裁判ナルモノハ存在ス然ニ憲法上司法权ト云  
フヰハニハ民事訴訟及刑事訴訟ニ限ル、諸國カ三权分立ノ憲法ヲ採  
用スル當時ニ於テハ此ノ民事、刑事二者ノ他ニハ裁判ナルモノハ存  
在セサリシナリ、又特ニ憲法ニ於テ独立ノ裁判所トニテ行ハシメサ  
ルヘカラサルヲシ規定シタルモ民事、刑事、裁判ニ限ルトセリ、成  
憲法ノ司法权モ亦民事、刑事ノ司法权ナリ、憲法上ノ大原則トシテ  
司法权ニ就テ規定シアルヲハ所云司法权ノ独立、或ハ又裁判所ノ独  
立ト呼フモ可ナリ、司法权ノ独立トハ裁判ラスルニハニニ當ル官府  
即才判所ノ如何ナル者ノ指揮命令ヲモ受ケヌト云フナリ、而ニテ

主トニテ行政权殊ニ、行政ノ首タル國王、又ハ大統領ノ指揮命令ヲ受ケサルヲ云フナリ、才判所ニハ行政官府、如キ上級、下級ノ別ナシ大審院ト並モ地方才判所ニ命令スルヲ得ス又立法权即テ謀念ノ詳決ト並モ才判ニ干涉スルヲ許サレ久、然シ司法权ノ独立トハ專テ行政权ヨリノ独立ナルヲ云フ、カクノ如ク司法权ノ独立ク認メテレタルハソノ沿革ニヨルヲ勿論ナリ、併シ乍ラ其レノミニアテス才判ソノモノ、性質上又斯リナラサルヘカテス、立法、行政ノ衡ハ自由ト創造物ノ衡ニシテ人ニヨリテ利害ヲ異ニシ、又之ニ対スル判断モ異ル、其レ故主權ノ實力ヲ統一スルニハ上級ノモノ、下級ニ命令テ之ヲニ歸セシムル必要アリ、然シ才判所ハ統一サレシ法律ヲ適用ス、此ノ間ニ自由才量ヲ入ルル余地存セス、他人ノ命令ヲ入ルル余地存セス、何人ノ才判スルモ同シ、蓋シソコニ余地カレバソレハ清々適用ニアラス、之性質上才判才判スルモノ人ノ法ノ解釈適用以外ニ何物ヲモ容ルベカラサル所以ナリ、本憲法ニ於テモ司法权ノ獨立ヲ認メ第亜七条第一項ニ「司法权ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニヨリ裁

判所ニテ行フト規定セリ即テ司法权ハ天皇行ハスシテ才判所天皇ノ名ニ於テ行フ。

行政官府ハ即テ天皇ノ命令奉シテ之ヲ行フモノナレトモ、才判ハ天皇ヲ廢レテソノ指揮命令ヲ受ケス才判所ニテ行フ、之ニヨリテ司法权独立ノ大原則ヲ定メタリ、「天皇ノ名ニ於テレトアル故如何ナル主權」作用モ皆天皇ノ名ニ於テス、然シ才判所ハ天皇ヨリ廢レテ独立ニ行フモノニシテ、此即ニ「天皇」名ニ於テレト特別ニ書キシハ表面上天皇ノ權力ナルヲラ示スト共ニ天皇ノ指揮命令ヲ受ケサルヲ明カニシタルナリ、

司法权ノ独立ヲ憲法ハ定メタレトモヤ、モスレハ圧迫ヲ加ヘテ独立ヲ傷ハントスルカ如キ事実アルハイナマレス、故ニ憲法ハ制度上ソノ独立ヲ保障スルタメニ經々規定ヲ設ケタリ、

以下列舉セニ、

1、五十七条第一項、丁法律ニヨリレトハ之ハ才判ノ方法手續ハ法律ヲ以テ定メヘキヲ示セリ、勅令ハ不可、此ノ丁法律ニヨリレ、辟

句ニ就テハソノ説明一ナテス、之ヲ解キテ裁判所ハ法律ヲ適用スル

二四八

モノナリトノ説アリ、然シ裁判所ハ憲法モ、慣習法モ勅令モソノ他一切ノ国法ヲ適用スルモノナリ、後ニ述ナル法令審査权ノ問題ヲ此如ニ決定セルナリ、裁判官ハ法律ノミヲ適用スヘシ、ソレ以外ニ依ルヲ要セスト説ク者アレトモ裁判官ト並ニ先ツ憲法ニ依ルヲ要シ法律ノミニテハ裁判スルヲ得ス此ノ事ハ後述スヘシ。

五七余第二項、一一裁判所ノ權成ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム」

「大判官ハナリ！」第一項即沙立半集、行政官ハ勅令ニ定リ、裁判官ハ法律ニヨル、第二項ハ終身官タルヲ規定セリ、懲戒ハ法律ニ依ルナリ、職ヲ免セラレストハ明ラカナルヘシ、役人ハ官ト職トアリ、判事ヲ余ストハ官ナリ、何々地方裁判所勤務ト云フハ職ナリ故ニ免官ト免職トアリ、此ノ職ハ官職兩方ヲ含ム、大正八年停年法ヲ設ケタル件憲法違反問題起ル、

「第五九余一一公開ニヨリ裁判ノ公明正大ヲ保ナ独立ヲ保証ス

ル所以ナリ、

六、第六〇条、

特別裁判所ヲ歐洲諸國家ニ於テハ國王カ頗リニ設ケ勝手ニ裁判ヲ十シタルカ故ニソレヲ除ク趣旨ニヨルナリ、備シ既ニ五七条ノ規定アレハ此ノ問題ハ定マレリ、特別裁判所トハ特別種类ノ人ヘ海員ノ如キノ、特別ノ区域、又ハ特別ノ事件ヘ參入、為替事件一ヲ取扱フナリ、特別トハカ、ル裁判所ヲ設ナサレハ普通ノ裁判所カオ判スヘキミナラ別ニ裁判所ヲ設ケルノ意ナリ、ソレ故例令ハ行政裁判所、如キ初メヨリ司法裁判所ノ区域外ニアルハ特別裁判所ニ非ヌ、極現行制度ニテ之ニ似ヨリタルモノ、紛テハシキモノヲナシレハ

「、領事裁判所、一一支那、暹羅ニ於テ行ルル所云治外法权ナリ之ハ明ラカニ特別裁判所ナリ、然ルニ之ヲ勅令ニテ規定ス、憲法六〇条ニ文ス

乙、皇族ノ裁判ハ皇室裁判令ニテ特別ニ行フ、皇族ハ始ヨリ別ナ

二四九

故、皇室令ニテ定ムルモ六〇余ニ触レス、  
 軍法會議、軍人ハ第三十一条ニヨリ才判ノ外ニアリ、故  
 ニコハ特別才判所ニ非ス、現行法ハ法律之ヲ規定セリ、故  
 以上ニテ司法权ノ独立ヲ述ヘタリ。  
 才判所ハ憲法ニヨリテ民事、刑事ノ訴訟事件ヲ才判ス、是外ケカ  
 憲法上ノ司法事項ナリ、サレト是以外ノ事ヲ管轄スハカラスト云フ  
 7十三、現ニ不動産登記、後見人ニ廻スル事務、如キ非訴訟事件ヲモ  
 管轄ス、併シ乍テ才判所ニ所云行政訴訟ヲ管轄セシムルハ三权分立  
 之旨ニ反スルトニテ憲法是ヲ禁ニタリヘ六一一条所カ現行法ニテ  
 行政事件ヲ司法才判所ニテ取扱ハセル顯著ナルモノ選舉訴訟ナリ、  
 コレハ六一一条ニ反ス、之ヲ未護スルタメニシテレタノ中ニレ  
 ト解スルモノアリ、是ナレハ此ノ余文ハ不必要ナリ、此ノ余文ハ行  
 政・司法ノ分立ノタメ存在スルモノニシテ此ノ7ニシテレハ即一  
 ト疏解スヘキナリ。

### 法令審査权

才判官ハ國法ヲ適用スルモノナリ、先ツ例々ノ場合ニ当リ何ケ國  
 法ナルカラ認識スルヲ要ス、若シ國法ト國法ノ間に抵触アレハソレ  
 何レクーツカ真ノ國法ニシテ他ハ然ラストスヘキナリ、ソレヲ見ル  
 カ法ノ解釈ナリ、ソコテ解釈原則夥多アリ、成文法カ種々ノ形式ニ  
 於テ制定セラレ居ルニヨリソノ間ニ矛盾衝突アル場合ニハ何レニヨ  
 ルヘキカ、特別ノ事項ヲ限リテソノ事ニ対テハ特別ノ取扱ニヨルモノ  
 ノト定メタル場合ニハ之ニ異ル他ノ形式、法令ハ之ニニラカルヘ  
 カラホルトハ明ラカルトナリ、然ラハ一般的ニ同シ事柄ニ就チ半  
 ラ規定入ル形式ガ蘇ウカナル場合ニハソノ何レニヨルヘキカヲ決木  
 ルヲ要ス之才判官ノ法令審査权ノ問題ヲ生スル所以ナリ、  
 /、命令カ法律ニ抵触スル場合ニハ何レニヨルヘキカ、即才判官ハ  
 勅令ヲ適要スル場合ニソノ勅令カ法律ニ抵触スルヤ否ヤヲ調ヘ抵  
 触セヒスト認メタル場合ニ非ラスニハ之ヲ適要スルヲ得サルナリ、  
 此ノ審査才判官ノ権利テアリ又義務テアルト云フナリ、  
 此ノ關係ハ憲法序九条之ヲ定ム、才判官ハ審査ノ権利義務ヲ有ニ

法律ニ矛盾セル判決ヲ下スルハ不法トタル、

2. 法律ト憲法抵触スレハ如何、

是モ明カナル丁ニシテ、即ナ憲法ハ根本法ニシテ之ヲ變更スルニ  
ハ特別ノ手続ヲ必要トス、法律ヲ以テソノ内容ヲ变更シ得ス、  
故ニ法律、規定ニシテ若シ憲法ニ抵触スルキハ才判官ハソノ法律  
シ適用セサルノ権利義務下ルナリ、歐洲諸国テハ此ノ反対ニシテ  
憲法モ法律ナリトスルナリ、即ケソレ故被等ニ於テハ憲法改正ノ  
手続ハ無意味、モノトナルナリ、之ニ正反対ナルハ米國ナリ、即ナ  
米國ニ於テハ嚴然タル三权分立ニシテ憲法ニ違反セル法律ハ適用  
スベカラストナス、即ナ才判官ハ違法、法律ハ適用セサルノ権利  
アリナリ、更ニ一步ヲ進メテ唯ニ憲法ノ規定ニ異ルノミナラス憲  
法ノ精神亦ハシムア、建国ノ精神ニ反スル法律ハ才判官ニテ無効  
ナリトシテ之ヲ適用シ得ストナシタリ、

法令、批示ノ審査权

才判官ハ現行、法令、文字ヲ見定メサル可カラス、之ハ公示令ニ

法令ハ官報ヲ以テ公布スト定メラル、ヲ以テ臣民ハ官報ニアル通り  
タ知リタルモノト看做サレ、又此ノ通以知レハ可ナリ、ソノ意味ハ  
公布ノ取次カ公ニ定ルヲ以テ官報ニ印刷セミ文字カ正文ト異ルトモ  
臣民ハ官報ニアリニ文字ニ従ヘハ可ナリ、才判官ハ正文ヲ審査スル  
ノ権利ミ義筋モ有セス、法令ハ公式令ニシテ批示カ定メテレ、之ニ  
透フモハ現行法トシテ認ムルニ足ラス、憲法五五条ニスヘテ  
法律、其他国務ニカヘル勅令ハ國務大臣ノ副署ヲ要スト定メラル、  
副署トハ天皇ノ御名ニ添エテ大臣ノ名前ヲ書スルナリ、此ノ法令ノ  
取次的要件シ裏ヨリ見シハ、副署ナケレハ之ヲ法令ト認ムル一要ナ  
シトノ意味トリ、副署ノ有無ハ才判官カ之ヲ審査スルヲ要ス、法律  
ノ成立ニハ議会ノ議決ヲ要スルヲハ前述カリ、才判官ハ法律ノ議会  
取次の正当ニ至タリヤ否ヤハ假質セラレシ文字ト薪可セラレシ文字  
ト一致セシヤ否ヤハ審査ス、議会ノ假質ハ天皇カ載可スル前據ノ余  
件ニシテ薪可スルニハ必ス假質ナル可カラス、然リト虽ニ薪可ハ  
臣民ニ向ヒテ法律ヲ命令スル行為ニシテ、ソノ内容トシテ此ノ法律

ケ正或ニ議会ノ賛賛ヲ至タル事ヲ公ニ証明スル意味ヲ有スルナリ、故ニ公示令ニハ表可スルニハ帝國議会ノ賛賛ヲ至タル旨ヲ書ケテ、ラ規定セリ、苟も公布サルレハオ判官ハノノ賛賛カ正當ナリシヤ否ヤラ確ムル权利ハ有セサルナリ。

#### 第四十四節 大權

本憲法ニハ司法、立法ニ外ニ大权認メラレタリ、之ハ憲法上統治权行使ノ一方法トニテ天皇ノ如何ナル官府、參与ニテモ俟タ法スニテ親裁事行セラルル作用ナル意味ヲ有ス、例令ハ第一一条、一四条ナリ、此ノ規定ノ意味ハ憲法上ノ天皇ノ親裁事行ヲ必要トスル所忒トストノ意味ナリ、唯天皇カカカル权能ヲ所有スルノ意味ミナラス、若シカカル意味ノミナクハ殊更ニ此如ニ云フラ候タス、故ニ天皇カ何々ナスト定メタルハ持ニシテ憲法上必要ナル形式ト定メタルニ云ハサルヘカラス、憲法ノ無カリミ時代ハ如何ナル

トモ天皇ノ親裁スル所ナリ、憲法處リテ一走ノ事項ハ議会ノ賛賛ヲ至ルヲ要スト送メテレ、之レ丈ヘオ判所ヲシテ司テシムルヲカ定メラレタリ、反面ヨリ古ヘヘ之レ丈ハ天皇親裁入ヘカラス拂リ、部分ハ天皇ノスヘテ親裁シ得ル、其ノ中ニ於テ憲法ハ一走ノ事項ヲ限リテ之レ丈ハ親裁スヘシト定ム、之等ノ事項ヲ憲法上ノ大权事項ト補ス、即ナ他ノ官府ヲシテ行ハシムヘカラヌト一意ナリ、憲法ニシテ形式ヲ定メサル多ノ事項ニ就キテハ三種ノ方法アリ、而シテ現ニ三種ノ法力行ハル、即ケ

ノ、訴會又ハオ判所即ニ憲法上ノ官府ヲシテ之ヲ行ハシム、

之、別ニ官府ヲ設ケテ之ニ行ハシム之ヲ行政ト云フ、

ヨ、天皇カ大权トシテ親裁專行セラル、

憲法上ノ大权事項ハ之ヲ講會又ハオ判所ヲシテ行ハシムヘカラス、一五条、他ノ官署ヲ設ケテ之ヲ行ハシムルヲ不可ナリ、カクノ如ク親裁專行ヲ必要トナス事項ヲ大权事項ト云フナリ、

大权事項トハ英國憲法ノ國王ノ特權ナルモノニ少シク似ル所アルモ性質ハ全ク異ルモノナリ、英國ノ國王ノ特權ハ本来十三得サルモノニシテ議會カ

之ヲ国王ニ附与セミモノナリ、即クソノ特权トハ留保ケレタルモノテ云フ  
ナリ、

憲法上ノ所云大权事項トハ

第六条、……法律ノ裁可

第七条、……帝國議会ノ招集、開会、閉会等、

第八条、……緊急勅令

第九条、……行政命令

第十条、……官制ノ大权、行政官厅ノ組織、根柢ヲ定ムルモノナリ、

官制ハ法理ナリ、本条ノ但書ハ過渡的ノ規定ナリ

第十一条、……陸海軍統帥、

第十二条、……統帥トハ陸海軍最高ノ指揮命令ヲ司ル事ナリ、編成ト

八組織、意味ナリ

第十三条、……之ヲ外交大权ト云フ、余約ノ締結ニ就キテハ、憲法ノ

如ク九テノ余約ヲ締カス、シカモ绝对的ニ元首一人ノ締結又告所トセル

ハ外國ニ具、例十三、政治上、通商上スヘテノ余約ハ、議會ノ議決ヲ必要

トセス、余約ニ就キテハ、余約ノ内容ノ臣民ニ向ツテ或ル事ヲ余セキルヘカ  
テスト云フ場合ニハ、余約ノミニテ、臣民ノ权利義務ヲ生スル時、又ハソレカ  
タメニ國內法上必要又有方法ヲトテサルヘカラスヤハ向題ナリ、然シ之ハ、  
明ラカナリ、余約ノ國ト國トノ約束ニシテ、臣民ハ之ニ對シテ全ノ第三者ニ  
ニテ、余約ニヨリテ當然霸東也テルル筈ナシ、臣民ノ权利義務ハ、國法ノ余  
スル所ニヨリテ初トテ成立ス、故ニ此ノ事カ立法事項ニ属スル場合ニハ、議會カ  
会ノ賛賛ヲ至テ法律ヲ以テ命セラルヘカラス、之レ法理上明カナルコトナ  
リ、然ニ是ヨリシテ面倒十九トカ走ル、即ク外國ト約束ミタルトヲ議會カ  
收質セサル件ハ如何ニスル、其処ニ於テ余約ハ其ノマ、臣民ヲ霸東スルト  
ノ說ニ出テシナリ、之ハ美濃部教授ノ說ナリ、又他ノ說ニヨレハ余約  
カ出来ルト議會ハ之ニ賛賛ヲ与フル、義理カアルト、之レモ實際的ナシトモ  
無理ナリ、今モ令ハ余約ヲ定メテ之ヲ人民ニ充表スル形モラ定メラレタリ  
此半纏ラナスケハ人民ニ向ツテ余約カ効力ヲ生スルモノト從未取扱ヘリ、  
余約ニ就キテ民清第二條ノ如キ場合ニ於テハ、余約カ直ニニ國法ノ内容ト  
ナルワケナリ、C.C.D.ニ於テハ余約ハソノマ、國法ノ内容ラナスト事メ遠

メテレタリ、之ハ条约ト法律トノ關係ナレトモ、条约ト予美トノ關係ニ於テモ同様ナリ、此ノ問題ハ又前ノ陸海軍ノ編成、官制ニ定ムル大权ニ就テ起ル此ノ場合ノ予美ノ假賀ナキ場合ノ困難ヲ救フ規定力即憲法六七条ナリ、予美ニ就テハ此ノ規定アル故解決容易ナレトモ条约ト法律トノ問題ニテハ何等規定ナクシテ困難ナル問題ヲ生ス、

10、第十四余 戒嚴トハ戰時又ハ事變ニ當ツテ行政权、司法权ノ全部又ハ一部ヲ軍事权力、半ニ移スト云フ、

11、第十六余 之ヲ恩赦大权ト云フ、

12、第三十一条 此ノ規定バ自由权ヲ既キシ所ニ述ヘタリ、

13、第三十四条 之ヲ非常大权ト云フ、此ノ大权ト戒嚴ノ關係ハ同シク法報ニ執筆セリ、

14、第七十条 責於院ハ天皇、勅令ヲ以テ定ムル規定ナリ、

15、第七十三条 憲法改正ノ大权、之モ前ニ述ヘタリ、

以上ヲ憲法上ノ大权事項トス、

此如ニ注意スヘキコハ、皇室典範ニ於テ天皇カ親蘇專行スヘキコトヲ定メタルコトアリ、後令ハ皇族ノ晉賀ノ許可、之ハ憲法上ノ大权事項ニ附シテ典範上ノ大权事項ト云フヘキカ、然シ之ハ三权分立トハ關係ナシ、

## 第四十五節 大權發表ノ形式

天皇カ大权事項及ヒリノ事項ヲ親裁票行セラルノ形充足マルモ

二大

一アリ、一定の事項へ必入一定の形式ヲ至サルヘカラストセルモノ、ソハ大  
体公勅令ニ明ナリ。

公示第三余、憲法改正ニ於テハソノ特別形式ニヨル、

第四余、皇室典範、改正、

第五余、皇室令

第八余、余約

第九余、予算、

第十余、文武官ノ任免

第十六余、爵位勲章ノ授典

第十三余、陸海軍ノ統帥

其他ノ一般的ノ大权充表ノ形式、

第一、語言、公示令房一条、

序二、勅書一一、公示令第二条、

此ノニツハ主トシテ具体的ノ事ヲ定ムモノ、

序三、勅令一一之ハ法規ヲ定ムモノ一一、公示令第七条、

大权充表ノ形式ハ以上ヲ以テ尽ス、

勅令

一、憲法第八余緊急勅令、已、憲法第九余行政勅令、3、憲法上ノ大权事  
項ヲ定ムル勅令、大权勅令ト云フヘキカ、勅令ニ此ノ三種アルナリ、此ノ  
區別ノ要矣、内容タル事項ニアルナリ、之ヲ充表スル形式ノ區別ニハ非  
ザルナリ、緊急勅令ハ立法事項ヲ内容トス、

大权勅令ル大权事項ヲ内容トスルモノ、行政勅令ハ法令共同ノ事項ヲ内容

トス、

カクノ如クニ内容異ルニ從リテソノ法律ニ対スル關係透フ、

緊急勅令ハ法律ヲ廢止、変更スル力アリ、

大权勅令ハ法律ト無關係ニシテ互ニ相侵スル能ハス、

行政勅令ハ法令共同ノ領分ニ勤クモノニシテ憲法第九余ハソノ效力法律ノ

力ヲ強シト定メタリ、

二六二

#### 第四十六節 行政權

行政ニ就イテハ憲法ハ何事モ規定十三、一般ニ行政トハ立法、司法、大  
权ヲ除キシ統治权ノ作用ナリト云ヘリ、即チ前述セル如ク、憲法以外ニ別  
ニ官府ヲ設ケテ之ヲ行ハシムル主權ノ作用ナリ、ソノ実質ハ行政法ニテ研  
究スベシ

此ノ行政ノ官府ハ無數ナレト、悉ク皆上下ノ階級ヲ作り命令ノ關係ヲ以  
テ統一セラル、  
皆最高、天皇、命令ヲ受ケテ之ヲ奉行ス、數多シトモ天皇ノ唯ノ意志ヲ行  
フ唯一ノモノナリ、行政官府、最上級ニアリテ天皇ニ直屬スルモノヲ各省  
大臣トス

三ハ各省大臣官制ヲ以テ定ム、

憲法ソノ他法令ニ政府ト云フ、行政官府ヲ云フ、併シ乍ラ法令ノ云フ所  
ニミシテハ天皇ヲ指ス場合ニモ政府ト云フアリ、然ニ天皇ノ命ヲ受ケテ行

ア官府ヲ政府ト云フ、又政府ト云フハ各省大臣ヲ指スコトアリ、法令ノ用  
方ハカクノ如ク区々ナレトモ帰スル所ハ一カリトキフモ可ナリ、各省大臣  
カ天皇ニ直屬シテ一切ノ官府ノ上級ニ居ルト云フコトハ有名ナル明治十八  
年ノ行政改革ニヨリ予定マレリ、此ノ改革ニヨル利害得失ハ當時ノ太政大  
臣三條翁ノ上奏文ニ明文セリ、ソヌ中ニ一ツハ、一人カ允テノ政務ヲ見ル  
トキハ戒修ヲナス恐アリ、体ノ弱キ人アルトキハ政務振ハス即チ一人ニ权  
力ヲ集中スルキハ如何ニスルモ惡弊アリ、

カクノ如ク各省大臣カ各々別々ニ天皇ニ属スルモノトニテ定メタヒラ以  
テ、各省大臣ノ會議ニヨツテ一ツノ意見ヲ持ツテ天皇ノ命ヲ慶ルトハ定ム  
サリシナリ、之ニハ英國、Cabinet systemナレト云、之ニテ松国  
ハ採テナリシナリ、

内閣總理大臣ハ太政大臣ニアラス、内閣官制ニヨレハ之ハ各省大臣ノ首  
班ナリ、各省大臣ニ对于ニテ指揮命令スルトノ定メナシハ政治上ノ事實上ハ  
別ナリ、閣議ニ之ハ多數決テ以テ決スルト云フニアラス、法理上ハ相諧  
打合セテナスト云フニスキス、

第四十七節 國務大臣

憲法五十五条

二六四

國務大臣ハ天皇ヲ輔弼スル職務ヲ有ス、輔弼ハ佐クルコトナリ、天皇ヲ  
顧問相諮詢手トナルコトナリ、狀質ト云フモ同シ、即内部ニ於テ天皇ヲ  
翼成スルモノニシテ、外ニ向ツテ天皇ノ意志ヲ表表スル官府ニアラス、ソ  
ノ點ハ議会モ亦同シ、如何ナル方法ニヨリテ輔弼スルカハ狀質下異リ憲法  
ニハ此ノ定ナシ、此ノ方法、刑式ヲ限定セラシサルヲ輔弼ノ一特色ト入  
即大臣ハアラエル方法ヲ以テ天皇ヲ佐ク、文書モ可、口頭ニヨシ、黙スル  
モヨミ、故ニ國務大臣ハ輔弼スルコトト輔弼セガルコトトアルニアラス、  
大臣タル地位ニ伴フテ絶エス輔弼入、狀質十キ天皇ノ行為ハアルモ、輔弼  
ナキ天皇ノ行為ナシ、

「ソノ責ニ任スレトハ大臣輔弼ハゾノ自由獨立ノ判断ニヨリテ行フヘキ  
モノナルコトヲ云ヒニナリ、換言スレハ天皇ノ命令ヲ受ケテ行フニアラス  
ト云アニアリ、

責任トハ或ル生ミタル結果カソノ人ノ意思ニ基テ、ソノ人ノ意思ニ帰ス  
ト云フコトヲ云フ、他人ノ意制ニヨルキハソノ行為ニ責任ナシ、事實上ノ  
力ニヨリテ防ケヘカラサル行為ニハ責任ナシ、即ニ責任ナリトハ其人の固  
由意思ニ出ストナスナリ、何故憲法ニ此ノ規定アルカト云フニ、一切ノ官  
吏ハ天皇及ニ上級者ノ命令ヲ受ケテ行フ、即命令通りニ行ヘハ責任ナシ、  
然シ國務大臣ニハ之ヲ命令スルモノナシ、各々自由ノ意思ニヨリ離解ス、  
此レ立憲政体ノ上ニ於テ最も必要ナリ、故ニ「ソノ責ニ任ス」ノ規定セリ、  
之シカ立憲政体ノ根本要素ノ一ツトサシタリ、即ニ責任トハ或ル生ミタル  
結果ニツイテ制誅ヲ課スルト云フニトハ全ク區別セサルヘカラス、責任ヲ向  
フ客觀的ノ制度ト、ソノ人ニ責任アリトル主權的關係トハ異ナル、  
憲法ハノノ客觀的制度ヲ定メルコトナク、大臣ノ主觀的方面ヲ定メタル  
ミナリ、大臣ハ地工入捕解ミテ、如何ナル天皇ノ行為ト金比輔弼セサル行  
為ナシ、天皇ノ行為、不行為ハ大臣ハ之ニ對シテ責任ナリ、天皇ノ行為ニ  
對シテ責任アルコトナシ、天皇ノ行為ニ於テ自己ノ職務タル輔弼ノ怠慢、  
誤りヘ違法、違法ノミテナク利害得失ニ至ルニニ對ミ、責任ヲ負フ（此ノ

吳ニ就テ大臣ハ天皇ニ代ツテ責任ヲ持ツト說キシハ山蘭西ノ國王制度時代  
、說ナリ、之ヲ獨乙ニテハ *De Leige - kinder Theorie* ト云フ  
此ノ客觀的制度ハ憲法上何モ規定セラレス、然シ此ノ責任ハモトヨリ法律  
上ノモノニシテ、政治上、道德上モ天皇ノ行為ニ對シ大臣ハ國民ノ批評、  
後世歴史ノ批評ヲ免ルルコト能ハス、歐羅巴ニハ大臣彈劾制度ナルモノア  
リ、

又憲法上議令ニ於テ統治权ノ作用ニ就イテ如何ナル負担アリテモ之ヲ知ラ  
ス、亦ハ勅命ヲ止ムルト能ハサリシヲ以テ答弁ヲ避ケルヲ得ス、故ニ此ノ  
責任ハ刑法上ノ責任カ憲法上ノ責任カ、……等ノ論アレトモ、之ハ皆客  
觀的方面ニシテ、主觀的制度ハ一切ノモノヲ含ムト云ハサルヘオラ  
ス、大臣彈劾ナルユトハ英國ニ於テ起り、諸國ノ憲法皆ニト之ヲ規定セリ  
然レ此ノ制度ハ何如、國ニ於テモ實行シタルコトナシ、何故トナレハ、不  
信任ヲ決議セラルレハ大臣ハ辭職スルカ政ニワサ（此ノ制度ヲ用ヒル必  
要ナシ）ソノ責ニ任スレトハ辞職スルヲ普通トセルモ、然ミソレノミニア  
ラ入クシロ津職セサル場合モアリ、辭職カ責任スルニアラス「國務大臣」

ト各々ノ字ノアルル、大臣一ツノ團体ヲナシテ一ツノ意思ヲ持チ、補弼ミ  
ソノ責ニ任スルニアテスニテ各々ソノ意思ヲ以テ補弼シ責ニ任スルヲ規定  
セリ、即チ法理上英國ノ如キ連帶責任ヲトラサリシナリヘモ政治上ハ別  
問題ナリ。

國務大臣ハ天皇ヲ輔弼スル翼肱官府ナリハソレ故前ニ行政官序ノ最高級  
ナモノトシテ說キシ各省大臣トハ全ク異ル、各省大臣ハ金ヲ奉ニテ之ヲ支  
ス、大臣制度ハ（近世ノ）此ノ制度上、概念上別ノ官府ヲ同一人ヲミテ兼  
ネ行ハシムルト云フトセリ、是英吉利ニ於テ差違シ、歐洲諸國ニ入りテ  
*Representation* = ヨリテ完體セラレタル大臣制度ノ特色ナリ、

天皇 ↑ 国務大臣

各省大臣

我國ニ於テ元明治十八年ノ行政改革マテハ天皇翼肱スル參議ト金ヲ奉ニ  
テ行フ各省卿トハ全ク別人ナリニミ、十八年ニ定メラレシ内閣官制ノ主要  
ナル長ハ大臣廃止ト此ノ点ナリ、

憲法ハ此ノ大臣制度ヲ基礎トシテ國務大臣ノ制度ヲ定メタリ、何故ニミカルカ、要スルニ國務大臣ノ責任ヲ徹底スルガタメナリ、國務大臣ハ各省大臣トハ異リ、皆各々天皇ヲ補弼スル事職務ヲ有スルソ、範圍ハ國務ノ全般ニ渡ル、國務大臣ニハ主任ナシ而ニテ國務大臣ハ同列ナリ、ソレ故國務大臣ノ責任ハ各々國務ノ全般ニ就イテ直フ、國務トハ國家ノ事務ト云フ意味ニアラス、特別ノ意味ヲ有ス、先ツ皇室與範系統ニ属スルハ大臣上國家ノ事務ナレトモ國務大臣ノ司ル國務ニ属セス、夫故之ニハ責任ヲ負フコトナシ、此処ア國務ト云フコトハ政務ト云フカ如シ、又ソ、他ニモ現行例度テ國務大臣ノ管轄ノ下ニアルモノアリ、夫ハ陸海軍統帥事務ナリ、何レノ國ニ於テモ同様ナリ、又爵位授與ノ如キモ同シ、勅章ハ内閣總理大臣ナリ、夫故ニ國務大臣ノ國務ナル意味ハ各省大臣ノ管轄スル政務ノ全体ノ意味ニミテ、ソレ以外ノ事ニツキテハ補弼モナサス、又ソノ責任ヲ有スルコトナシ、是ハ陸海軍ノ統帥ニ關ニ屢々問題トナル所ナリ、国防上ニハ各省大臣ハ責任ヲ有セス、

序五五余年第二項

此ノ余文ノ意味ハ既ニ述ヘタリ、即チ之レハ天皇ノ発セラル文書ノ形式要件ヲ定メタルナリ、大臣ノ副署ナカリセハタトヒ御名アルト雖云法律、詔勅タルノ効力ヲ有セス、是ハマコトニ重大ナル問題ナリ、何故ニ之ヲ定メタルカ、一言ニ云ヘハ國務大臣ヲシテ必ス補弼ノ様会ニ補ヘ得てニムルク為メナリ、此ノ制度アリニヨリテ大臣カ一人モ知ラサル中ニ法律、詔勅等カ出ツル事ナシ、併シ乍ラ副署ハ大臣ノ職務ナリ天皇ニテ命セラルレハ必ス副署スルヲ要ス、唯之レ様会ニ意見ヲ奉ルヲ得ルト云フニア失、意見ヲ奉リ之ヲ止メニトストモ猶余セラレナハ之ニ大臣ハ副署セサルヘハテス、此ノ場合ニ副署ヲ拒ミ得ハ副署制度ノ主旨ハ徹底スルモノノ結果ハ大臣カ天皇ノ大权ヲ抑圧シ得ルコトナリ、天皇ト大臣トノ地位、主従類倒シテ、大臣カ主杖者タルニ至ル、ソレ故國務大臣ハ副署ヲ拒ムトナ得ト論スルコトハ國難ナリ、ソノ場合ニ副署スルコト能ハスト信七ハ辞職ヲ解スコトナキ片ハ紙ヒテモ辭職スルシト不可能ナリ、即辞職モ許サレヌシテ、副署ヲ命セラルレハ、止シ得ス副署スルモ、猶國民ニ討シ、議会ニ讨シ、

天皇ニ對シ、捕弼ノ職務ヲツクスコト足ラサルノ責ヲ負ハサルヘカラス是  
秋國ノ捕弼ト副署ト責任ト美開保ナリ。

英吉利ニテハ大臣之ヲ命令スルモ、他ノ國ニテハ大臣方副署ヲ拒ムゴト  
ヲ傳ト云フ制度アリ。

#### 副署ヲハ *Co-signature. Gegenseichnung.*

仙蘭西ニテハ国王、大臣ニアラス、議會ノ大臣トセルモ、之ハ此ノ副署ニ  
ヨリテシカニフナリ、秋國ニテハ此ノ解釈ヲトルコト得ス。秋國ノ如キ  
制度ハ天皇ノ天皇タル所以ニヨルヲ以テナリ、秋國ニ於テハ一見副署制度  
カ無駄ノ様ニ見エントモ、庚ハ然ラサルナリ、天皇ニ對シ、大臣カ意見ヲ  
奉ル機会ヲ持チ得ル臭ソレナリ、是捕弼制度之靈要ナル矣ナリ、ソレ故械  
憲法上副署トハ捕弼、證明ニアラス又副署ニタルカ故ニ責任アルニアラス  
責任ハ大臣タル以上ハ終始存在ス、副署ハ一人ノ大臣アレハ足ル、各省大  
臣トシテ主務ノ事務、何タルカラ向ハス、併シ公示令ニ大臣副署ノ方法ハ  
定メアリ、主任ノ大臣ト足メタリ、概念上ハ國務大臣ニ主任ナケレハ無任  
所大臣モアリ、内閣官制ニテ之ヲ認ム。

#### 第四十八節 枢密顧問

天皇ノ相談相手タル官府ハ國務大臣ノ他ニ枢密顧問アリ、翼成官府タル  
矣ハ議會國務大臣ニ同シ、唯ソノ方法ラ異ニス、五六条ニ「天皇ノ諮詢ニ  
答ヘシトアリ、故ニ掌ニ受動的ナリ」ソノ他國務ヲ審議ヘシトアリ、枢密  
顧問ハ合議体ニシテ、會議ヲ開キテ詳決ス、如何ナル事柄ヲ詳決スルカハ  
決定セス、帝文ニハ「重要ナ國務」トアリ、何ナ重要ナル國務トスルカハ  
參院官制ニハ恭ツカノ事項ヲ列挙シテ枢密院ノ諮詢ヲ至ヘキモノトセリ、  
然シ乍ラソレノミニ限ルベカラサル丁ハ云フテ俟ス。

樞密顧問ト國務大臣ハ相補立スルモノナレトモ枢密顧問ハ唯顧問タルニ  
入キス、國務大臣カ勅令ヲ実行スル各省大臣トシテ政府ヲ組織セルトド全  
ク異ル、ソノ政治上ノ重サノ異ヲ三言ヲ俟ス。

帝國憲法終り。

二七二

大正十三年五月廿五日印刷

(非賣品)

大正十三年六月一日發行

編輯兼 東京市麹町区飯田町三十九  
發行者 矢田長次郎

全上

印刷所 北光社

振替口座、東京二五一五番



終

